

亀山市告示第 18 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道の路線の一部を次のとおり廃止したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 28 年 1 月 29 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 0 0 3
- 3 路線名 今福 3 号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 白木町字上廣 2 6 2 0 番 1 地先
(2) 終点 白木町字上廣 2 5 9 6 番地先
- 5 重要な経過地 なし